

## <報道発表資料>

.....  
カテゴリー：お知らせ

令和4年9月21日

### 「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」 施行1周年に伴う街頭キャンペーンの実施

令和3年10月1日に施行された「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」では、エスカレーターの利用者の義務として「立ち止まった状態で利用しなければならない。」と定めています。

こうした中、エスカレーターを立ち止まって利用する方の多くが左側に立ち止まって右側を空け、急いでいる方が右側を歩行するという状況があります。

エスカレーターでの歩行は、バランスを崩して自身が転倒する原因になるだけでなく、すり抜けざまの接触により他の利用者を転倒させる原因ともなり、大変危険です。

また、エスカレーターの利用者の中には、けがや障害などの御事情により、右側の手すりにしかつかまれない方もいらっしゃいます。

右側を空けた利用方法は、このような方が右側の手すりにつかまることが困難となり、転倒などの事故につながるおそれがあります。

そこで、このような方も右側の手すりにつかまって安心・安全にエスカレーターを利用できるよう、本条例施行1周年に合わせ、県内主要駅周辺においてキャンペーンを実施し、エスカレーターでは左右両側に立ち止まっていただくよう呼びかけます。

#### 【キャンペーンの概要】

##### 1 日時及び場所

9月26日(月) 8:00~8:30 浦和駅

10月4日(火) 8:00~8:30 所沢駅、八潮駅、春日部駅

10月11日(火) 8:00~8:30 川口駅、南越谷駅・新越谷駅、北朝霞駅・朝霞台駅

10月12日(水) 8:00~8:30 大宮駅、東川口駅、川越駅

##### 2 参加者

県、地元市、鉄道事業者、文京学院大学、日本生命保険相互会社 等

### 3 内容

チラシを配布し、エスカレーターでは左右両側に立ち止まってしまうよう呼びかける。

### 4 配布チラシのデザイン



埼玉県民生活部消費生活課  
TEL) 048-830-2935 FAX) 048-830-4750

